

いい出会い 地域に根ざす 本郷法人会

ほうじん本郷

<https://www.hongohojin.or.jp/>

税務ニュース
No. 522
令和8年3・5月号

【目次】

- Close Up Interview —— 2~3
税務署だより —— 4
都税事務所だより —— 5
法人会の活動 —— 6~7
令和8年度 税制改正大綱 —— 8~9
〈連載〉新会員紹介 —— 10
令和8年度 研修会・講演会予定表
東法連特定退職金共済制度のお知らせ —— 11
事務局だより —— 12

伝統を「磨き」、未来を「描く」——。湯島の路地裏から世界へ、三代目が灯す「かりんとう」の新たな輝き

昭和22年、湯島の路地裏に灯った一軒の駄菓子屋。芸者衆に愛され、宝石のような「艶」を誇るかりんとうの名店へと進化した「ゆしま花月」。三代目として暖簾を継ぐ法人会のメンバー、溝口社長に、伝統を守り抜く真摯な手仕事と、未来を切り拓くための経営哲学を伺いました。

有限会社花月 代表取締役
みぞぐち ともひろ
溝口 智広 様

プロフィール

1979年東京生まれ。多摩美術大学でグラフィックデザインを学び、卒業後はデザイン制作会社に勤務。2008年に家業であるかりんとう屋「ゆしま花月」に入社。店舗業務の傍ら、自社商品やホームページなどのデザインも担当。2013年、代表取締役に就任し、現在は三代目としてゆしま花月のかりんとうを日本全国の方に知っていただくために日々奮闘している。



——湯島の路地裏から始まった、ささやかな原点

当店について、「何か特別な秘話があるのでは」と期待してくださる方もいらっしゃるのですが、実はその始まりは驚くほどささやかなものでした。

原点は昭和22年、私の祖母が、子ども相手に始めた文字通り庶民のための小さな駄菓子屋でした。当時親戚がこの近くで商売をしており、たまたま居抜きで借りられたのが、現在の場所だったのです。そこに「伝統を築こう」といった大それた志があったわけではありません。ただ今日を懸命に生きるため、そして家族を守るために始めた商売だったと聞いています。

かつて店の前の路地は、夕暮れ時になると料亭へ向かう芸者さんたちが、お化粧を整えて置屋から出てくる姿が見られました。芸者さんたちが綺麗に「化けて」出てくることから、いつしかそこは「おばけ横丁」と呼ばれるようになったそうです。

その料亭で、うちのかりんとうを「手土産」として使っていただくようになったことが、大きな転機となりました。粋を知る方々に見出していただいたことで、湯島の路地裏から多くの方々へと、少しずつ名前が広まっていきました。今の「ゆしま花月」があ



昭和22年、家族を守るために灯した原点

るのは、この街の皆様の温かいご支援のおかげです。ですから私は、今も変わらず、街の景色の一部でありたいと願っています。

——ひとつひとつに込める、琥珀色の輝きと手仕事

ガラスのように艶やかで、美しい琥珀色の姿形。これこそが、私たちが最も大切にしている「ゆしま花月」のかりんとうの命です。上白糖を丁寧に煮詰め、飴状にして纏わせることで、宝石のような独特の輝きが生まれます。

外はカリッ、中はサクツとした独特の食感は、きめ細やかな生地作り、そして温度の違う油で揚げる「三度揚げ」など、職人による緻密な工程があって初めて実現します。

もちろん、機械を導入すれば効率は格段に上がるでしょう。しかし、こうした一見「非効率」に思えるこだわりこそが、お客様に安心してお召し上がりいただける「変わらぬ味」を支えているのだと信じています。

——伝統の色彩を、現代の感性で磨き上げる

私は家業に入る前、美術大学を卒業してデザイ



琥珀色のかりんとうと、湯島の情緒を映す着物パッケージ

ン制作会社の現場で働いていました。いつかは家業を継ぐという意識は幼い頃からありましたが、戻らからは、自身が学んできた「デザイン」という視点を経営に活かせないかと考えていました。

例えば、現在使用している「着物パッケージ」。これは、かつての湯島の華やかな文化や街のルーツを表現したくて、私なりに提案したものです。お菓子が美味しいのは大前提ですが、今の時代、それを手に取った時の高揚感や、贈る相手を思う気持ちといった「視覚的な楽しみ」まで含めてお届けしたい。制作会社時代に培った「どうすれば価値が伝わるか」という販促の視点は、今の私にとって大きな支えになっています。

古くからご鼻眞にしてくださっているお客様の中には、変わっていく姿に一抹の寂しさを覚える方もいらっしゃるかもしれません。それでも私は、「変えてはいけないものと同じくらい、変えなければいけないものがたくさんある」と考えています。伝統を守るということは、形を固守することではなく、その本質的な精神を、今の時代の感性に響く形へと整え直すことだと思っています。独りよがりな革新ではなく、街の歴史に寄り添いながら、少しずつ形を変えてアップデートしていく。そんな柔軟な歩みを心がけています。

——次世代、そして世界に「Karintou」を届けるために

今、私が大きな課題として感じているのは、若い世代の「かりんとう離れ」です。私たちの世代までは、おばあちゃんの家に行けば必ずある身近なお菓子でしたが、今の子供たちにとっては、その存在すら知らないものになりつつあります。その危機感が、私の新たな挑戦の源泉になっています。

従業員が「かりんとうDJ」として音楽イベントに参加して普及活動を行ったり、地元の百貨店やお祭り、Jリーグチームとコラボレーションをしたりといった活動も、若い世代の方にまずは「かりんとう」を知っ



かりんとうDJ「RYO」による普及活動の様子

ていただくための入り口作りです。もともとかりんとうは、材料こそシンプルですが、その分ごまかしが効かない奥深いお菓子です。世界中どこにでも似たような揚げ菓子があるように、親しみやすいポテンシャルを秘めています。昨年、テレビの企画で海外の方に食べていただいた際、非常に高い評価をいただけたことは、私にとっても大きな自信になりました。

「花月」という名前には、「花は散ってもまた咲き、月は欠けてもまた満ちる」という、自然の巡りへの願いが込められていると解釈しています。商売も同じです。良い時もあれば、厳しい時もあります。誠実に続けていけば必ずまた満ちる時が来る。湯島の地に根を張り、自分たちの身の丈に合った歩みの中で、この琥珀色の輝きを未来へ繋いでいき、いつか世界中の人が「Karintou」を知っている未来を作れたら、これほど嬉しいことはありません。そのために今、目の前にある課題を一つひとつ、丁寧に積み重ねていくだけです。

——次代を担う子供たちと、創造の時間を分かち合う

仕事の話ばかりになってしまいましたが、休日は子供たちと過ごす時間を何より大切にしています。今は八歳と六歳。一緒にザリガニ釣りに行ったり、工作をしたり、子供たちと手を動かしている時間は、経営の喧騒を忘れて一人の父親に戻れる貴重なひと時です。

ゲームなど今どきの遊びよりむしろ、昔ながらの遊びに夢中です。

子供たちの純粋な好奇心に触れていると、ものづくりの楽しさを改めて教わるような気がします。私自身も、父親として彼らに背中を見せながら、この伝統というバトンを大切に磨き続けていきたい。それが三代目としての私の、ささやかな、けれど揺るぎない願いです。この湯島の地で、これからも皆様に愛していただけるよう、精進してまいります。

有限会社花月

〒113-0034 東京都文京区湯島3-39-6
TEL. 03-3831-9762(代)



休日は家族と過ごし、心身をリフレッシュ

国税職員採用募集

Pride of the Specialist ~公平な世の中を創る、志~



適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか？

国税職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

人事院国家公務員試験【採用 NAVI】



採用関係お役立ちリンク集



国税庁 YouTube チャンネル(採用)



国税庁採用インスタグラム



大学卒業程度の方

高校卒業程度の方

大学卒業後、8年以上経過の方

各試験区分	国税専門官		税務職員	国税庁経験者 (国税調査官級)
	A 区分 (文系)	B 区分 (理系)		
受験資格	1 21 歳から 29 歳の者 2 21 歳未満で、次に掲げる者 ・ 大学を卒業した者及び翌年 3 月までに大学を卒業する見込みの者 ・ 人事院が上記・に掲げる者と同等の資格があると認める者		1 受験する年の 4 月 1 日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算してまだ 3 年を経過していない者及び翌年 3 月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 2 人事院が上記 1 に掲げる者に準ずると認める者	受験する年の 4 月 1 日において、大学等（短期大学を除く。）を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して 8 年を経過した者
申込期間	2 月下旬開始		6 月中旬開始	7 月下旬開始
1 次試験	5 月下旬		9 月上旬	10 月上旬
試験科目	基礎能力試験（多肢選択式） 専門試験（多肢選択式） 専門試験（記述式）		基礎能力試験（多肢選択式） 適性試験（多肢選択式） 作文試験	基礎能力試験（多肢選択式） 経験論文試験
2 次試験	6 月下旬～7 月下旬 人物試験、身体検査		10 月中旬 人物試験、身体検査	11 月上旬又は中旬 人物試験
3 次試験				12 月上旬又は中旬 総合評価面接試験
合格発表	8 月中旬		11 月中旬	12 月下旬
採用案内パンフレット				

※ 試験日程は変更になる可能性があります。
 ※ 試験日程の公表
 国税専門官及び税務職員採用試験 12 月頃
 国税庁経験者（国税調査官級） 7 月頃
 ※ 詳細については、人事院国家公務員試験【採用情報 NAVI】に順次掲載予定です。

5月は自動車税の納期です

自動車税は、毎年4月1日現在、自動車検査証（車検証）に登録されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に課税されます。令和8年度の自動車税納税通知書は、5月1日（金）に発送しました。6月1日（月）までにお納めください。
問合わせ：自動車税コールセンター 03(3525)4066（平日9時～17時）

都税がスマートフォン決済アプリで納付できます

都税の納付にスマートフォン決済アプリを是非ご利用ください。アプリ内で納付書に記載の地方税統一QRコード（eL-QR）を読み取るだけで、いつでも、どこでも、簡単に納付できます。詳細は、東京都主税局HPをご確認ください。
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

不動産登記申請時には課税明細書がご利用いただけます

不動産登記の申請を行う際には、登録免許税の算定のため、固定資産の価格を記載する必要があります。その価格は、「固定資産税・都市計画税 納税通知書」と一緒（6月）にお送りする、課税明細書でご確認いただけますので、有料の評価証明は原則不要です。詳しくは東京都主税局ホームページをご覧ください。

都税についてのお知らせ

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する
固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

<耐震化のための建替え>

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和13年3月31日までに、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）

申請期限

新築した年の翌々年の2月末
（1月1日新築の場合は翌年の2月末）

<耐震化のための改修>

減免対象

①昭和57年1月1日以前からある住宅で、令和13年3月31日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したもの

②昭和57年1月2日から平成13年1月1日までの間に在来軸組工法により新築された2階建て以下の木造の住宅で、令和6年4月1日から令和13年3月31日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したもの

減免の期間と額

改修工完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を全額減免（※①については、耐震減額適用後全額減免）

申請期限

改修工事が完了した日から3か月以内

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

社会貢献活動の一環として「献血活動」を実施

— ご協力ください!命が救える身近なボランティア活動 —

社会貢献研修委員会（土屋みどり委員長）と女性部会（飯村早苗部会長）では、東京都赤十字血液センターの献血活動を1月23日（金）に行いました。この活動の主催で会場となった文化シャッター様では様々なCSR（企業の社会的責任）活動に参画しており、同社が長年取り組んでいる献血活動に法人会も賛同し、共催という形で全面的に協力しています。当日は同社社員

のほか、法人会会員、一般の方を含め31名の方にご協力をいただきました。次回は7月28日（火）に実施いたしますので、引き続き多くの方のご協力をお願い申し上げます。



▲ご協力いただきありがとうございました。

源泉部会「税務研修会及び地域貢献講座」を開催

2月19日（木）、ホテル機山館において、源泉部会、社会貢献委員会、女性部会の共催による「税務研修会及び地域貢献講座」を開催しました。

第1講座では、「税務行政よもやま話」と題して、本郷税務署の中津留副署長より、国税庁の組織理念や税務行政の将来像、財政の現状、さらにはキャッシュレス納付等のデジタル化への取り組みについての税務に関する幅広い内容についてお話しいただきました。

第2講座では、「あなたの想いを紡ぐ相続の備え」と題して、BRIGHT AR 株式会社代表取締役で相続コンサルタントの渡邊卓哉氏より、事前準備の重要性や不動産相続の課題についてご講演いただきました。

また、相続の本質は単なる財産の分配ではなく「家族への想いを残すこと」であるとの貴重なお話をいただきました。



▲本郷税務署 中津留副署長による講演



▲相続コンサルタント 渡邊氏による講演

湯島天満宮で確定申告の広報活動及び街の美化活動を実施

女性部会・青年部会

2月23日（月・祝）、本郷間税会との共催により、湯島天満宮境内にて女性部会・青年部会合同の広報および美化活動を実施いたしました。

当日は「梅まつり」の開催期間中ということもあり、境内は多くの観梅客で賑わいを見せていました。活動には柳田本郷税務署長をはじめとする署幹部の皆様、ならびに各部会員が参加し、参拝客へのe-Tax

を利用した確定申告の推進PRと、境内の清掃・美化活動に汗を流しました。

また、特設ステージのキャラクターショーでは、国税庁のe-Taxキャラクター「イータ君」も登場。他の人気ゆるキャラとともに、来場者へ向けて税務広報を元気いっぱいアピールしました。



▲本郷税務署、本郷間税会、法人会青年部会・女性部会で実施



▲青年部会による美化活動



▲国税庁 e-Tax キャラクターのイータ君も登場しました。

給排水・衛生・空調設備なら
技術と信用の当社へ
何でもご相談ください。

湯島にて創業 78 年



株式会社 日管設備

代表取締役 富永光孝

〒113-0034 文京区湯島 1-11-5

TEL.03-3812-0448

FAX.03-3818-6147

<https://nikkan-setsubi.co.jp/>

E-mail:info@nikkan-setsubi.co.jp



PIONEER はカトマンの政府登録商標です。
パイオニア®

医科・理化学・低温装置

株式会社 加藤萬製作所



東京都文京区本郷 3-4-10

TEL: 03-3811-7353 (代)

東法連女性部会連絡協議会主催「税に関する絵はがきコンクール」の表彰式が開催

－ 女性部会 －

3月4日(水)、東法連女性部会連絡協議会主催「税に関する絵はがきコンクール」の表彰式が開催されました。

このたび、本郷法人会より推薦された湯島小学校6年生の大坪千隼さんの作品が、「東京都知事賞」および「東法連女連協会会長賞」を受賞されました。

表彰式では、小池都知事より賞状ならびに記念品が授与されました。

ご受賞、誠にありがとうございます。



▲小池百合子都知事(左)と大坪千隼さん(右)



▲受賞した大坪さんの作品

女性部会が社会貢献活動を実施

－ 未使用タオル、使用済み切手を寄贈 －

3月26日(木)、女性部会の社会貢献活動の一環として、未使用タオルを特別養護老人ホーム「ゆしまの郷」に寄贈しました。また使用済み切手を「文京区社会福祉協議会」に寄贈しました。フラワーアレンジメント講座で皆様からお預かりしていた募金は「交通遺児育英会」へ12月24日(水)に寄付しています。ご協力いただきました皆様ありがとうございました。法人会では引き続き社会貢献活動を行ってまいりますので、よろしくをお願いします。



▲未使用タオルを渡す飯村部会長(左)



▲使用済み切手を渡しました。

全国女性フォーラム埼玉大会を開催

－ 女性部会 －

4月16日(木)全国女性フォーラム埼玉大会がソニックシティ及びパレスホテル大宮で開催されました。全国より約1700名の女性部会員が一堂に会し「彩の国から輝く未来へ～女性が創る新時代～」をキャッチフレーズに講演、式典、懇親会が執り行われました。

式典では、埼玉県内の女性部会の租税教育活動や社会貢献活動が映像で紹介されました。また女連協会会長挨拶では、税に関する絵はがきコンクールの更なる充実や、食品ロス削減の新たな取り組みとして、宴会等の料理の食べ切りを呼びかける「一期一会運動のすすめ」を展開していることなどが報告されました。

講演は「笑顔のもとに笑顔が集まる」と題して、埼玉県出身の落語家林家たい平さんでした。落語家を目

指すきっかけから現在に至るまでの、多くの方との心温まる出会いと交流のお話で、会場は笑い涙に包まれ、日ごろの疲れを忘れて楽しいひと時を過ごすことができました。



▲集合写真

大正8年創業
安心・安全のカーメンテナンス

国内外各車 車検・点検整備・板金塗装・ドラレコ・ナビ・タイヤ
新車・中古車・部品・名変 保険各種等 ご相談下さい!!

関東陸運局長指定自動車整備事業

 大和自動車整備株式会社
YAMATO AUTO, INC.

〒113-0024 東京都文京区西片 1-17-11
03(3812)5231 (代表)
<https://www.ymta.co.jp/>



令和8年度 税制改正大綱

—法人会の税制改正提言—

中小企業の少額減価償却資産は40万円まで拡充! 特例承継計画の提出期限も延長される!

政府は、令和7年12月26日に令和8年度税制改正大綱を閣議決定いたしました。

法人会が提言していた、中小企業に対する少額減価償却資産の特例措置については、取得価格要件が40万円未満に引き上げられ、特例承継計画の提出期限も緩和されました。インボイス制度導入に伴う免税事業者や小規模事業者に対する経過措置も緩和されることになりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■少額減価償却資産の特例

中小企業者等の少額減価償却資産について、減価償却資産の取得価額は30万円未満から40万円未満に引き上げられます。

■特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、特定生産性向上設備等に該当するものを取得等した場合に、即時償却又は税額控除が選択適用できます。(※取得価額の合計が中小企業で5億円以上)

■賃上げ税制

- ①大企業向け 令和8年3月31日で廃止されます。
- ②中堅企業向け 常時使用する従業員の数が2,000人以下である法人向けの措置は、適用期限である令和9年3月31日で廃止されます。令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度については、適用条件となる継続雇用者比較給与等支給額の増加割合を3%から4%に引上げ、税額控除率の上乗せは、増加割合5%以上の場合に5%の加算、増加割合6%以上の場合には15%の加算とされます。また、教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止されます。
- ③中小企業向け 教育訓練費に係る上乗せ措置は、廃止されます。

所得税・住民税関係

■基礎控除等の改正

- ①基礎控除及び給与所得控除
基礎控除104万円と給与所得控除74万円を合わせて、給与所得者であれば収入178万円までは、所得税がかからなくなりました。収入金額に応じた基礎控除は次のとおりです。

給与収入	基礎控除
665万円以下	104万円
850万円以下	67万円
2,545万円以下	62万円
2,595万円以下	48万円
2,645万円以下	32万円
2,695万円以下	16万円
2,695万円超	-

- ②同一生計配偶者及び扶養親族の所得要件
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額の要件が、現行の58万円以下から62万円以下に引き上げられます。
- ③ひとり親控除
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が、現行の58万円以下から62万円以下に引き上げられます。
- ④勤労学生控除
勤労学生の合計所得金額要件が、現行の85万円以下から89万円以下に引き上げられます。

いずれも、令和8年分の所得税から適用になります。

■住宅ローン減税

住宅ローン減税について、適用期限が令和12年12月31日までと5年間延長になります。概要については次のとおりです。

①認定住宅等の新築

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	4,500万円	0.7%	13年
ZEH水準 省エネ住宅		3,500万円		
省エネ基準 適合住宅	令和8年・令和9年	2,000万円		

②認定住宅等である既存住宅

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	3,500万円	0.7%	13年
ZEH水準 省エネ住宅		2,000万円		
省エネ基準 適合住宅				

③買取再販住宅・既存住宅の取得・住宅の増改築

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和8年～令和12年	2,000万円	0.7%	10年

なお、年齢40歳未満で配偶者を有する者、年齢40歳以上であっても年齢40歳未満の配偶者を有する者、年齢19歳未満の扶養親族を有する者には、借入限度額の上乗せ措置がありません。

また、床面積が40㎡以上50㎡未満である居住用家屋についても、住宅ローン減税の適用ができることとされます。ただし、控除期間のうち合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用されません。

■子どもNISA

NISA口座の開設可能年齢の下限が撤廃されます。年間の投資額が60万まで、累計で600万円まで利用可能です。以前のジュニアNISAが18歳まで引き出すことができなかったことと比較すると、子どもが12歳以上になった場合に、教育費などに充てることが可能です。

■暗号資産の譲渡に分離課税が適用

暗号資産取引業を行う者に対して暗号資産の譲渡等をした場合に、その譲渡等による譲渡所得等について、他の所得と分離して20%(所得税15%、個人住民税5%)の税率により課税されます。また、譲渡損失が生じた場合に3年以内の繰越控除が認められます。

金融商品取引法の改正法が施行された日の属する年の翌年の1月1日以後に行われる暗号資産の譲渡等について適用されます。

■私債の分離課税適用の厳格化

同族会社の役員等が、その同族会社以外の法人が発行した社債の利子で、実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合の利子を、総合課税の対象とします。

令和8年4月1日以後に支払いを受けるべき利子から適用されます。

■ミニマムタックス課税の強化

特定の基準所得金額の課税の特例について、特例対象者が、個人でその者のその年分の基準所得金額が3億3,000万円から1億6,500万円を超える者に引き下げられます。さらに、税率が22.5%から30%に引き上げられます。令和9年分以後の所得税について適用されます。

■青色申告特別控除について

その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の保存等を行っていること、との要件を満たす場合、控除額が65万円から75万円に引き上げられます。

また、10万円の青色申告特別控除の対象者から、簡易な簿記の方法により記録している前々年の年取1,000万円を超える事業者が除外されます。令和9年分以後の所得税に適用されます。

■通勤のために自動車など交通用具を使用する場合の非課税限度額

通勤距離が片道65km以上の者の1月当たりの非課税限度額が次のように引き上げられます。

現行		改正案	
通勤距離の区分	非課税限度額	通勤距離の区分	非課税限度額
片道55km以上	38,700円	片道55km以上 65km未満	38,700円
		片道65km以上 75km未満	45,700円
		片道75km以上 85km未満	52,700円
		片道85km以上 95km未満	59,600円
		片道95km以上	66,400円

また、一定の要件を満たす駐車場等を利用している場合の1月当たりの非課税限度額は、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1月当たりの当該駐車場等の料金相当額(上限は5,000円)を加算した金額となります。

■食事の支給による経済的利益

食事の支給により受ける経済的利益について非課税限度額が月額3,500円から月額7,500円に引き上げられます。また、深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について非課税とされる1回の支給額が300円以下から650円以下に引き上げられます。

相続税・贈与税関係

■教育資金の一括贈与の非課税制度の廃止

1,500万円までの教育資金の一括贈与制度について、令和8年3月31日までとされている取扱いは延長せずに終了することとなります。

■事業承継税制の承継計画の提出期限の延長

個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限を2年6月延長して、令和10年9月末までとなります。また、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年6月延長して、令和9年9月末までとなります。

資産税関係

■貸付用不動産の評価

- 被相続人等が課税時期前5年以内に取得した一定の貸付用不動産は、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。
- 不動産の小口化商品の対象とされている貸付用不動産については、その取得の時期にかかわらず、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。

消費税関係

■国境を越えた電子商取引

①少額免税の廃止

従来は1万円以下の貨物については、関税と消費税が免除されていましたが、通信販売の方法で海外から国内に宛てて発送される貨物については、1万円以下の譲渡について、消費税の課税対象になります。

②物販に係るプラットフォーム課税の導入

大手通販サイトなど、指定を受けたプラットフォーム事業者を介してその対価を収受する場合は、プラットフォーム事業者が資産の譲渡等を行ったものとみなされます。

③特定少額資産販売事業者の登録制度

通信販売で、海外から国内宛に発送される一の資産の対価の額が税抜き1万円以下であるものの譲渡を行う事業者は、所轄する税務署長に特定少額資産販売事業者として登録を受けることができます。登録事業者は、事業者免税点制度が適用されません。令和10年4月1日以後適用されます。

■インボイス制度の経過措置関係

①個人事業者向けの3割特例

個人事業者でインボイス登録により事業者免税点制度を受けられない令和9年・令和10年に含まれる各課税期間について、仕入税額控除の額を課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とし、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができます。

②インボイスがない場合の経過措置

インボイスがない場合でも、税額相当額の80%を税額控除できる経過措置について、令和8年10月から50%に変更される予定でしたが、次のとおり緩和されます。

期間	控除割合
令和8年10月1日から令和10年9月30日まで	70%
令和10年10月1日から令和12年9月30日まで	50%
令和12年10月1日から令和13年9月30日まで	30%

③免税事業者である一業者からの多額の仕入

一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額が事業年度で1億円(現行10億円)を超える場合に、その超えた部分の課税仕入れについて、経過措置による課税仕入れを認めないこととします。令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

その他

■固定資産税

償却資産に係る免税点が150万円から180万円に引き上げられます。令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用されます。

■防衛特別所得税

防衛特別所得税が創設されます。納税義務者は所得税の納税義務者です。所得税の源泉徴収義務者は、防衛特別所得税についても徴収して納付する必要があります。防衛特別所得税額は、その年分の基準所得税額に1%の税率を乗じて計算した金額となります。防衛特別所得税の課税期間は令和9年以後の当分の間とされています。

■軽油取引税の暫定税率

軽油取引税の暫定税率については、令和8年4月1日に廃止されます。

■ふるさと納税関係

ふるさと納税の控除限度額が、個人住民税所得割額の2割と193万円のいずれか低い金額となります。令和10年度分の個人住民税について適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TIS税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

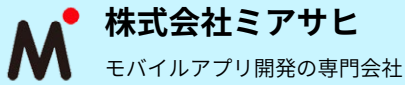
新会員紹介

ようこそ本郷法人会へ！新会員をご紹介します。

New Member Introduction

株式会社ミアサヒ

代表取締役 邱 春旭



無料相談はこちら



住所：東京都文京区本郷1-14-6
第2三沢ビル3F

設立年月：2016年2月

【私たちの強み】

- ・スピード重視のアプリ開発
- ・スタートアップ・中小企業向け柔軟対応
- ・企画～開発～運用までワンストップ

～生活や業務をアプリによってより便利に！～



短納期でリリースできる！

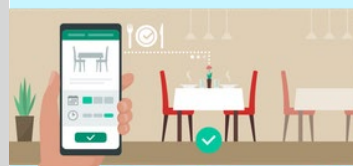


低コストで作成できる！

【こんなお悩みありませんか？】

- ・アプリを作りたいが何から始めればいいのかわからない
- ・開発コストが高くて進められない
- ・社内にIT人材がない

気軽に **アプリ** **WEB システム** が作成できます



古書ろんばけ

大曲 伸幸



営業時間 月～土 12:00-22:00 (水曜定休)

日・祝 12:00-19:30

文京区湯島 2-21-17 1F (千代田線根津駅徒歩 2 分)



LONVACA_NEZU

通称谷根千。不忍池の北側に広がる下町の小さな古本屋です。

街に愛されるお店であることを大切にしています。

【物販】書籍、絵本、雑誌、CD、DVD、レコード、有田焼

【飲食】ソフトドリンク、お酒、お食事(ロールキャベツ、他)

【イベント】落語、講談、活弁映画、音楽ライブ

【その他】レンタルスペース(パーティー、ミーティング、各種教室)



株式会社 RANKAN

代表取締役 小野寺 蓮

◆ 新入会員のご挨拶

RANKAN



株式会社RANKAN

代表取締役

小野寺 蓮

岩手出身 / 東洋大学卒 / 元野球部

面倒な事務作業、まるっと引き受けます。

この度、新入会員として加入いたしました。
皆様のお役に立てるよう精進してまいります。

事業1 / バックオフィス支援

経理・労務・秘書などの実務代行はもちろん、面倒な事務作業も自動化でまるごと解決。
ITツール開発ができる事務代行会社です。

経理業務 労務管理 秘書業務 業務改善・IT化

事業2 / 不動産仲介業者向け管理ツール

FAX業務・案件管理・請求漏れでお困りの賃貸仲介店様へ。
現場の事務作業を圧倒的に効率化するサービスを提供中。

FAX業務の自動化 案件管理 請求漏れ防止

株式会社RANKAN

〒113-0034 東京都文京区湯島1-12-5 小安ビル6F

TEL: 03-4400-5012 / Mail: contact@rankan.co.jp

HP: <https://official.rankan.co.jp>

まずはお気軽にご相談を！LINEはこちら



あなたもぜひ
参加してみませんか

令和8年度 保存版 研修会・講演会予定表

事業名	日程	時間・場所	内容
1 新設法人説明会	令和8年 6月10日(水) 8月19日(水) 10月7日(水) 12月2日(水) 令和9年 2月17日(水)	時間:13:30~16:00 場所:本郷税務署大会議室 ※2/17(水)は区民センター	新たに会社を設立された経営者向けに「法人税」や「源泉所得税」の基本的な仕組みを項目ごとに説明します。
2 決算法人説明会	令和8年 6月17日(水) 7月29日(水) 8月26日(水) 9月9日(水) 10月14日(水) 11月11日(水) 12月9日(水) 令和9年 1月13日(水) 2月24日(水) 3月3日(水)※	時間:13:30~15:00 場所:本郷税務署大会議室 ※2/24(水)、3/3(水)は区民センター	決算期を迎えた法人に対して適正な申告をしていただくため留意点など基本的な事項を説明します。
3 法人税の基礎講座【研修シリーズ】(全5回)	令和8年 9月10日(木) 10月1日(木) 10月15日(木) 10月29日(木) 11月12日(木)	時間:13:30~16:00 場所:本郷税務署大会議室	実務を担当する方を対象に法人税の申告書作成のための研修内容です。
4 源泉基礎講座(全3回)	令和8年 6月12日(金) 9月4日(金) 12月15日(火)	時間:14:00~16:00 場所:本郷税務署大会議室	実務を担当する方を対象に源泉所得税事務の要点を説明します。
5 税法等研修会	令和8年 ①6月24日(水) ②9月17日(木)	①時間:15:00~17:00 場所:医科器械会館 2階セミナーホール ②時間:14:00~15:30 場所:都税事務所会議室	国税や地方税の改正事項を分かりやすく説明します。

その他セミナー等の予定

- ★労務セミナー(7月) ★税務署長講演会&特別講演会(11月) ★年末調整説明会(11月)
 - ★酒税法とワインセミナー(11月) ★セミナー・オンデマンド【インターネット環境が整っていれば24時間アクセス可能で時間を気にせずいつでも受講できます】
 - ★セミナーDVDレンタルサービス【会社や自宅にしながら、インターネットから見たいDVDの予約ができます。ご登録いただいた住所にお届け、返却は郵便ポストに投函するだけ】
- ※詳細については法人会ホームページをご覧ください。

本郷法人会



本郷法人会 HP



Facebook

従業員の退職金準備は 東法連特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由!

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手続で加入できます

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965

資料請求・お問い合わせは **TTK** 公益 財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642
https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/



事務局だより



公益社団法人本郷法人会会報誌 ほうじん本郷
設置協力企業・場所

(2026年5月現在)

本郷法人会報誌「ほうじん本郷」は年5回発行しています。一般の方からもお楽しみいただけるよう、文京区内のお店の店頭などに設置しております。

(有) 精確堂時計店 本郷3-28-13
大和ビルディング 西片1-17-11
(有) 高崎屋商店 向ヶ丘1-1-17
古書ろんばけ 根津2-21-17

朝日信用金庫 湯島支店 湯島2-1-5
朝日信用金庫 根津支店 千駄木2-44-3
朝日信用金庫 神明支店 本駒込5-73-10
朝日信用金庫 小石川支店 春日1-11-8

いつも「ほうじん本郷」をご愛読いただき、誠にありがとうございます。当会では、税の最新情報や地域の魅力をより多くの方へお届けするため、本誌の設置にご協力いただける場所(店舗・施設等)を募集しております。詳細につきましては、本郷法人会事務局までお気軽にお問い合わせください。

本郷法人会事務局 TEL:03-3812-0595 E-mail:info@hongohojin.or.jp

本郷法人会第15回通常総会のお知らせ

日時:令和8年6月29日(月)17:00開会

場所:東京ガーデンパレス「高千穂の間」(文京区湯島1-7-5 TEL:3813-6211)

第1部 総会【17:00開会】

定数報告・開会のことば
会長あいさつ
感謝状及び特別感謝状の贈呈
令和7年度会員増強功労者感謝状の贈呈
議事

【承認事項】

(1) 第1号議案 令和7年度決算報告承認の件

【報告事項】

(1) 令和7年度事業報告の件
(2) 令和8年度事業計画報告の件

(3) 令和8年度収支予算報告の件

来賓紹介
来賓祝辞
閉会のことば

第2部 懇談会【18:00~19:30】(着座形式)

懇談会費:10,000円/1名
(懇談会にご出席の方のみ当日申し受けます)

※ご欠席の場合には必ず「委任状」をご提出くださいますようお願いいたします。

新サービスがスタート!

法人会の「ビジネス・マッチング」

(アメリカン・エクスプレス提供)

チャットでつながる

イベントで出会える



新規開拓も人脈づくりもすべて無料!
詳しくはこちら



3・5月号 編集後記

春から夏の入り口を感じる季節になりました。今号では地元企業の熱いインタビューや新しい会員の紹介、気になる税制改正の話題をギュッと凝縮しました。本郷の街の温かさと最新の情報を、皆様の経営のヒントにしていいただければ嬉しい限りです。 塙英幸

